

	契約係用
○	業者渡し用

令和3年度

業務委託仕様書

名称 交通局本局庁舎及び教習所庁舎
特殊建築物等定期点検等業務

特定随契の場合

その業者名 _____

要求課 事業管理部 総務課

(外線896-2708)

担当者 中山 卓哉 (内線 2217)

交通局本局庁舎及び教習所庁舎 特殊建築物等定期点検等業務 仕様書

交通局事業管理部総務課

1 業務場所

札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号 札幌市交通局本局庁舎

札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号 札幌市交通局教習所

2 履行期間

契約書に示す着手の日から令和3年12月28日まで

3 業務仕様

(1) 業務内容

札幌市交通局本局庁舎（昭和57年10月しゅん功、地下1階・地上8階・塔屋1階。添付図面等参照、排気塔含む）及び札幌市交通局教習所（昭和57年3月しゅん功、地下1階・地上3階。添付図面参照）において、建築基準法第12条第2項に基づく建築物の定期点検を行う。

(2) 従事者の資格

従事者は、一級建築士もしくは二級建築士又は建築基準法施行規則第4条の20第1項に定める資格を有する者とする。

(3) 点検項目・調査方法・判定基準

札幌市交通局本局庁舎及び札幌市交通局教習所について、別添の調査結果表を用いて点検する。

調査方法及び判定基準は、国土交通省告示第282号（建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件）によるものとする。

ただし、外装仕上げ材（タイル、石張り等、モルタル等の劣化及び損傷状況）については、テストハンマーによる打診等の検査を赤外線による調査に代えることができるものとする。

(4) 貸与図面

庁舎しゅん功関係図面一式を貸与する。また、他に必要な図面等があれば、受領書と引き換えの上、随時貸与する（受領書の様式は別途指示する）。

(5) その他

防火設備、非常用の照明装置については、本局庁舎及び教習所庁舎における「消防設備点検結果」（5月実施）及び「非常用照明設備点検結果」（5月実施）の写しを受託者に交付する。

4 提出書類

(1) 業務着手時に提出するもの

ア 業務着手届（添付様式1参照）

イ 業務責任者及び従事者名簿

業務責任経歴書及び資格証明書類を添付すること。

ウ 業務工程表

エ 労働災害保険関係の成立を証する書面

(2) 業務完了後に提出するもの

業務完了後は、速やかに下記の書類を提出することとし、イについては、報告書

を各3部（総務課、施設課、工事担当課分）、ウについては、電子データを電子媒体（CD-R等）に収めたものを3部提出すること。なお、電子媒体については、ウイルス等に対する対策を実施した上で提出すること。

ア 業務完了届（添付様式2参照）

イ 点検結果報告書一式（添付様式3参照）

交通局指定の様式を用いて結果報告書一式を作成し、A4版に製本すること。

ウ 不適合・要是正箇所の対策検討及び概算工事報告書一式（任意様式）

点検の結果、不適合もしくは要是正となった箇所について、業務の所管別（建築工事：工事担当課、電気及び機械設備の保守：施設課、その他：総務課）に修繕工事等の内容、範囲、時期等の必要な項目を記載し、修繕費を概算で算出すること。

また、修繕費の算出の際は、積算内訳書及びその根拠を添付すること。

5 著作権等の取扱

(1) 受託者は、成果品に用いられた著作物に関連する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、札幌市交通局（以下、発注者という）に譲渡するものとする。

(2) 受託者は、成果品に用いられた著作物に関する著作人格権を、発注者及び発注者が指定する第三者に行使しないものとする。

(3) 受託者は、成果品を製作するにあたり、第三者の著作権等の知的財産権を侵害しないことを保証するとともに、成果品の利用について第三者との権利侵害等の紛争が生じたときは、請負人の責において解決するものとする。

(4) 委託者は、以下の事項について委託者の判断で行うものとする。

ア 成果品の印刷

イ 成果品の掲示・掲載、インターネット等の他媒体への活用

ウ 成果品の文章、レイアウト、イラスト等の改変及び活用（発注者及び札幌市発行の他の広報物への転用を含む）

6 その他

(1) 作業中、受託者の不注意により生じた事故及び損害等の負担については、すべて受託者の責任において処理するものとする。

(2) 作業時の安全確保はもとより、全ての人や施設に危害・損害を与えないよう、安全対策に万全を期すこと。

(3) 作業時間は原則平日の9時から17時までとし、騒音・悪臭・振動等により庁舎内の業務に支障がないよう配慮すること。やむを得ず当該時間外に作業を行う必要がある場合には、事前に当局担当者と調整を行うこと。

(4) 本仕様書の内容等に疑義が生じた場合、下記担当者の指示を受けること。

7 札幌市環境マネジメントシステムの運用協力

受託者は、作業に従事する者に本市「環境方針」を周知させ、環境配慮に対する取り組みについて理解させるとともに、本市環境マネジメントシステムに適合するよう業務を遂行すること。

[担当：交通局事業管理部総務課庶務係 中山 TEL：896-2708]

交通局本局庁舎概要

しゅん功	昭和57年10月
規 模	地下1階・地上8階・塔屋1階
建築面積	1,231.06 m ²
延床面積	10,068.97 m ²
	(地下1階) 1,554.48 m ²
	(1階) 1,045.61 m ²
	(2階) 1,044.61 m ²
	(3階) 1,045.46 m ²
	(4階) 1,046.80 m ²
	(5階) 1,048.16 m ²
	(6階) 1,049.50 m ²
	(7階) 1,049.50 m ²
	(8階) 1,026.72 m ²
(塔屋) 157.62 m ²	
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造
	(地業) 切込砂利地業
	(基礎) 鉄筋コンクリート造
	(軸組) 鉄骨鉄筋コンクリート造
(床組) 鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨梁)	
高さ・深さ	(1階床高) SGL + 0.250m
	(軒高) SGL + 34.150m
	(最高部高) SGL + 37.190m
	(基礎下端) SGL - 9.150m (一部SGL - 7.250m)
主な外部仕上	(屋根) 断熱アスファルト防水・豆砂利コンクリート押え
	(外壁) 磁器タイル先付プレキャストコンクリートパネル プレコン取付目地部分 アルミ板電解着色
	(ポーチ) 磁器タイル貼 縁石花崗岩粗磨き
	(庇) アルミ板電解着色
	(建具) アルミ製サッシ (片引き、引違い、片開き、嵌殺し、堅軸回転)、ステンレス製スクリーン、ステンレス扉、スチール扉
主な内部仕上	(玄関ホール) 床：磁器タイル貼 壁：アルミ成型板電解着色 天井：アルミ成型板電解着色
	(事務室) 床：ビニルタイル貼 壁：スチールパネルA-B E、モルタル金鏤ガラスクロス張パテしごきEP-II 天井：岩綿吸音材 (システム)
	(エレベーターホール) 床：ビニルタイル貼 壁：モルタル金鏤RE-T 研出しメタリック仕上 天井：岩綿吸音材
	(管理者室) 床：カーペット 壁：不燃練付合板LC 天井：岩綿吸音材 (着色)

交通局教習所庁舎概要

しゅん功	昭和57年3月
規 模	地下1階・地上3階
建築面積	2,846.87 m ²
延床面積	1,275.05 m ²
	(地下1階) 151.15 m ²
	(1階) 1,258.32 m ² (自動車車庫416.51 m ² を含む)
	(2階) 1,267.10 m ²
構 造	(3階) 170.30 m ²
	鉄筋コンクリート造
	(地業) 高強度プレストレストコンクリート、一部切込砂利地業
	(基礎) 鉄筋コンクリート造
高さ・深さ	(軸組) 鉄筋コンクリート造
	(床組) 鉄筋コンクリート造
	(1階床高) SGL + 0.600m
	(軒高) SGL + 13.200m
主な外部仕上	(最高部高) SGL + 13.200m
	(基礎下端) SGL - 1.550m (一部SGL - 6.450m)
	(屋根) 断熱アスファルト防水・豆砂利コンクリート
主な内部仕上	(外壁) 強化セメント板、FP複合パネル先付、RE-T (タイル状吹付)
	(建具) アルミ製サッシ (引違い、回転等)、ステンレス製サッシ、スチール扉
	(教室) 床：ビニルタイル貼り 壁：モルタル金鏝、EP-II 天井：岩綿吸音板貼り
	(信号実習室) 床：フリーアクセスフロア 壁：モルタル金鏝、EP-II 天井：岩綿吸音板貼り

業務着手届

令和 年 月 日

(あて先)
札幌市交通事業管理者
交通局長 浦田 洋

住所
契約人
氏名 印

業務名 交通局本局庁舎及び教習所庁舎 特殊建築物等定期点検等業務

上記業務は、令和 年 月 日に着手したのでお届けします。

業 務 完 了 届

令和 年 月 日

(あて先)

札幌市交通事業管理者

交通局長 浦田 洋

住所

契約人 氏名

印

業務名 交通局本局庁舎及び教習所庁舎 特殊建築物等定期点検等業務

上記業務は、令和 年 月 日に完了したのでお届けします。

完了したことを認める。

(氏名)

印

総務課長	庶務係長	係

この業務の検査員に下記の者を命じ、検査を令和 年 月 日に実施してよろしいか。

検査員 職・氏名

建築基準法第12条第2項の規定による定期調査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は、事実に相違ありません。

札幌市交通事業管理者 浦田 洋 様

令和 年 月 日

報告者氏名 印
 調査者氏名 印

【1.所有者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【2.管理者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【3.調査者】

（代表となる調査者）

- 【イ. 資格等】

（ ）建築士 （ ）登録 第 号
 建築基準適合判定資格者 第 号
 登録調査資格者講習を修了した者 第 号

- 【ロ. 氏名のフリガナ】
- 【ハ. 氏名】
- 【ニ. 勤務先】

（ ）建築士事務所 （ ）知事登録第 号

- 【ホ. 郵便番号】
- 【ヘ. 所在地】
- 【ト. 電話番号】

（その他の調査者）

- 【イ. 資格等】

（ ）建築士 （ ）登録 第 号
 建築基準適合判定資格者 第 号
 登録調査資格者講習を修了した者 第 号

- 【ロ. 氏名のフリガナ】
- 【ハ. 氏名】
- 【ニ. 勤務先】

（ ）建築士事務所 （ ）知事登録第 号

- 【ホ. 郵便番号】
- 【ヘ. 所在地】
- 【ト. 電話番号】

【4.報告対象建築物】

- 【イ. 所在地】
- 【ロ. 名称のフリガナ】
- 【ハ. 名称】
- 【ニ. 用途】

【5.調査による指摘の概要】

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり （ 既存不適格 ） 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 有（令和 年 月に改善予定） 無
- 【ニ. その他特記事項】

※受付欄	※特記欄

整理番号欄

※印の欄は記入しないでください

必ず記入してください

建築物及びその敷地に関する事項

【1.敷地の位置】

【イ. 防火地域等】 防火地域 準防火地域 その他() 指定なし

【ロ. 用途地域】

【2.建築物及びその敷地の概要】

【イ. 構造】 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨造 その他()

【ロ. 階数】 地上 階 地下 階

【ハ. 敷地面積】 m²

【ニ. 建築面積】 m²

【ホ. 延べ面積】 m²

【3.階別用途別床面積】

Table with 3 columns: 階別用途別 (階), 用途, 床面積 (m²). Includes sub-section 【イ. 階別用途別】 with 15 rows and 【ロ. 用途別】 with 4 rows.

【4.性能検証法等の適用】

耐火性能検証法 防火区画検証法 階避難安全検証法(階) 全館避難安全検証法 その他()

【5.増築、改築、用途変更等の経過】

Table with 4 columns: 昭和・平成・令和, 年, 月, 日, 概要. Contains 4 rows of construction history.

【6.関連図書の整備状況】

【イ. 確認に要した図書】 有 (各階平面図あり) 無

【ロ. 確認済証】 有 無
交付番号 昭和・平成・令和 年 月 日 第 号
交付者 建築主事 指定確認検査機関()

【ハ. 完了検査に要した図書】 有 無

【ニ. 検査済証】 有 無
交付番号 昭和・平成・令和 年 月 日 第 号
交付者 建築主事 指定確認検査機関()

【ホ. 維持保全に関する準則又は計画】 有 無

【ヘ. 前回の調査に関する書類の写し】 有 無 対象外

【7.備考】

調査等の概要

【1.調査及び検査の状況】

【イ. 今回の調査】 令和 年 月 日実施

【ロ. 前回の調査】 実施 年 月 日報告) 未実施

【ハ. 建築設備の検査】 実施 年 月 日報告) 未実施

【ニ. 昇降機等の検査】 実施 年 月 日報告) 未実施

【2.調査の状況】

(敷地及び地盤)

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和 年 月に改善予定) 無

(建築物の外部)

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和 年 月に改善予定) 無

(屋上及び屋根)

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和 年 月に改善予定) 無

(建築物の内部)

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和 年 月に改善予定) 無

(避難施設等)

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和 年 月に改善予定) 無

(その他)

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和 年 月に改善予定) 無

【3.石綿を添加した建築材料の調査状況】 (該当する室)

【イ. 該当建築材料の有無】 有(飛散防止措置無) ()
有(飛散防止措置有) ()
無

【ロ. 措置予定の有無】 有 (令和 年 月に改善予定) 無

【4.耐震診断及び耐震改修の調査状況】

【イ. 耐震診断の実施の有無】 有 無 (令和 年 月に実施予定) 対象外

【ロ. 耐震改修の実施の有無】 有 無 (令和 年 月に実施予定) 対象外

【5.建築物等に係る不具合等の状況】

【イ. 不具合等】 有 無

【ロ. 不具合等の記録】 有 無

【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定(令和 年 月に改善予定) 予定なし

【6.備考】

建築物等に係る不具合等の状況

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 報告者又は調査者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 調査者が2人以上のときは、代表となる調査者を調査者氏名欄に記入してください。
- ③ 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ④ 3欄は、代表となる調査者及び当該建築物の調査を行ったすべての調査者について記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。
- ⑤ 3欄の「イ」は、調査者の有する資格等について記入してください。調査者が第4条の20第1項第二号に規定する登録調査資格者講習又は建築士法施行規則等の一部を改正する省令(平成16年国土交通省令第67号)による改正前の第4条の20第4項に規定する国土交通大臣が指定する特殊建築物等調査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習を修了した者である場合は、その旨を証する書類に記載された番号を「登録調査資格者講習を修了した者」の番号欄に記入してください。
- ⑥ 3欄の「ニ」は、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑦ 3欄の「ホ」から「ト」までは、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先について記入し、調査者が法人に勤務していない場合は、調査者の住所について記入してください。
- ⑧ 第三面の2欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、5欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合は、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて5欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑨ 5欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑩ 5欄の「ハ」は、第三面の2欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の2欄の「ハ」に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑪ 5欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 敷地が複数の地域にまたがるときは、1欄の「イ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第22条第1項の規定により地域指定がされている場合、災害危険区域に指定されている場合その他建築基準法又はそれに基づく命令により地域等の指定がされている場合は、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せてその内容を記入して下さい。
- ③ 1欄の「ロ」は、該当する用途地域名を全て記入してください。

- ④ 2欄の「イ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造からなる場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
- ⑤ 3欄の「イ」は、建築基準法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する部分について、最上階から順に記入し、当該用途に供する部分の床面積を記入してください。ただし、特定行政庁が報告の必要がある用途を定めている場合には、その用途について記入して下さい。該当する用途が複数あるときは、それらを全て記入してください。
- ⑥ 3欄の「ロ」は、「イ」の用途ごとに床面積の合計を記入してください。
- ⑦ 4欄は、建築基準法施行令第108条の3第2項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第108条の3第5項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証されたときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証されたときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を検証した階を記入してください。建築基準法第68条の26第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑧ 5欄は、前回調査時以降の建築(新築を除く。)、模様替え、修繕又は用途の変更(以下「増築、改築、用途変更等」という。)について、古いものから順に記入し、確認(建築基準法第6条第1項に規定する確認。以下同じ。)を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は増築、改築、用途変更等が完了した年月日を、併せて記入し、それぞれ増築、改築、用途変更等の概要を記入してください。
- ⑨ 6欄の「イ」は、最近の確認について、当該確認に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、そのうち各階平面図のみがあるときは併せて「各階平面図あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑩ 6欄の「ロ」は、最近の確認に係る確認済証について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、確認済証の交付年月日を記入し、交付者に関するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合は、併せてその名称を記入してください。
- ⑪ 6欄の「ハ」は、直近の完了検査について、当該完了検査に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑫ 6欄の「ニ」は、(注意)⑩に準じて記入してください。
- ⑬ 6欄の「ホ」は、建築基準法第8条第2項に規定する維持保全に関する準則又は計画について記入してください。
- ⑭ 6欄の「ヘ」は、前回の定期調査の結果を記録した書類の保存の有無について記入してください。
- ⑮ 建築基準法第86条の8の規定の適用を受けている場合において、7欄にその旨を記載してください。
- ⑯ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、7欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、当該建築物の敷地、構造及び建築設備の状況(別途建築設備の検査を行っている場合は建築設備の設置の状況に係るものに限る。)に関する調査の結果について作成してください。
- ② 1欄の「イ」は、調査が終了した年月日を記入してください。
- ③ 1欄の「ロ」から「ニ」までは、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 1欄の「ハ」及び「ニ」は、直前の報告について、それぞれ記入してください。
- ⑤ 2欄の「イ」は、調査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、建築基準法第3条第2項(同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき(「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除く。)は、「ロ」に指摘の概要を記入して下さい。
- ⑦ 2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 3欄は、建築基準法第28条の2の規定の適用を受ける石綿を添加した建築材料について記入してください。「イ」の「有(飛散防止措置無)」又は「有(飛散防止措置有)」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、当該建築材料が確認された室を記入してください。当該建築材料について飛散防止措置を行う予定があるときは、「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて措置予定年月を記入してください。措置を行う予定がないときは、「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

- ⑨ 4欄は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第2条第1項又は第2項に規定する耐震診断又は耐震改修の実施の有無について記入してください。耐震診断又は耐震改修の実施の予定があるときは、実施予定年月を記入し、具体的な耐震改修の内容を定めている場合は別紙に記入し添えてください。
- ⑩ 前回調査時以降に把握した屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落、防火設備等の異常動作等(以下、「不具合等」という。)について第四面の「不具合等の概要」欄に記入したときは、5欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合等について記録が有るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第四面に記入された不具合等のうち当該不具合等を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面に記入された不具合等のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面の「改善(予定)年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑪ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、6欄又は別紙に記入して添えてください。

5. 第四面関係

- ① 第四面は、前回調査時以降に把握した建築物等に係る不具合等のうち第三面の2欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回調査時以降の不具合等を把握していない場合は、第四面を省略することができます。
- ② 「不具合等を把握した年月」欄は、当該不具合等を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合等の概要」欄は、当該不具合等の概要を記入してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合等が生じた原因として考えられるものを記入してください。
- ⑤ 「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「ー」マークを記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

定期調査報告概要書

(第一面)

調査等の概要

【1. 所有者】	
【イ. 氏名のフリガナ】	
【ロ. 氏名】	
【ハ. 郵便番号】	
【ニ. 住所】	
【2. 管理者】	
【イ. 氏名のフリガナ】	
【ロ. 氏名】	
【ハ. 郵便番号】	
【ニ. 住所】	
【3. 調査者】	
(代表となる調査者)	
【イ. 資格等】	()建築士 ()登録 第 号 建築基準適合判定資格者 第 号 登録調査資格者講習を修了した者 第 号
【ロ. 氏名のフリガナ】	
【ハ. 氏名】	
【ニ. 勤務先】	()建築士事務所 ()知事登録第 号
【ホ. 郵便番号】	
【へ. 所在地】	
【ト. 電話番号】	
(その他の調査者)	
【イ. 資格等】	()建築士 ()登録 第 号 建築基準適合判定資格者 第 号 登録調査資格者講習を修了した者 第 号
【ロ. 氏名のフリガナ】	
【ハ. 氏名】	
【ニ. 勤務先】	()建築士事務所 ()知事登録第 号
【ホ. 郵便番号】	
【へ. 所在地】	
【ト. 電話番号】	
【4. 報告対象建築物】	
【イ. 所在地】	
【ロ. 名称のフリガナ】	
【ハ. 名称】	
【ニ. 用途】	

※受付欄	※特記欄
※印の欄は記入しないでください	

整理番号欄
必ず記入してください

【5. 調査による指摘の概要】			
【イ. 指摘の内容】	<input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり	(<input type="checkbox"/> 既存不適格)	<input type="checkbox"/> 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】			
【ハ. 改善予定の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (平成	年	月に改善予定) <input type="checkbox"/> 無
【ニ. その他特記事項】			
【6. 調査及び検査の状況】			
【イ. 今回の調査】		令和	年 月 日実施
【ロ. 前回の調査】	<input type="checkbox"/> 実施		年 月 日報告) <input type="checkbox"/> 未実施
【ハ. 建築設備の検査】	<input type="checkbox"/> 実施		年 月 日報告) <input type="checkbox"/> 未実施
【ニ. 昇降機等の検査】	<input type="checkbox"/> 実施		年 月 日報告) <input type="checkbox"/> 未実施
【7. 建築物等に係る不具合等の状況】			
【イ. 不具合等】	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
【ロ. 不具合等の記録】	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
【ハ. 不具合等の概要】			
【ニ. 改善の状況】	<input type="checkbox"/> 実施済	<input type="checkbox"/> 改善予定(平成	年 月に改善予定)
	<input type="checkbox"/> 予定なし	(理由 :)	

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 敷地の位置】

【イ. 防火地域等】 防火地域 準防火地域 その他 () 指定なし

【ロ. 用途地域】

【2. 建築物及びその敷地の概要】

【イ. 構造】 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨造 その他 ()

【ロ. 階数】 地上 階 地下 階

【ハ. 敷地面積】 m²

【ニ. 建築面積】 m²

【ホ. 延べ面積】 m²

【3. 階別用途別床面積】

Table with columns: 階別用途別, 用途, 床面積 (m²). Includes sub-section 【イ. 階別用途別】 and 【ロ. 用途別】.

【4. 性能検証法等の適用】

耐火性能検証法 防火区画検証法 階避難安全検証法 (階) 全館避難安全検証法 その他 ()

【5. 増築、改築、用途変更等の経過】

Table with columns: 昭和・平成・令和, 年, 月, 日, 概要 ().

【6. 関連図書の整備状況】

【イ. 確認に要した図書】 有 (各階平面図あり) 無
【ロ. 確認済証】 有 無
交付番号 昭和・平成・令和 年 月 日 第 号
交付者 建築主事 指定確認検査機関 ()
【ハ. 完了検査に要した図書】 有 無
【ニ. 検査済証】 有 無
交付番号 昭和・平成・令和 年 月 日 第 号
交付者 建築主事 指定確認検査機関 ()
【ホ. 維持保全に関する準則又は計画】 有 無
【ヘ. 前回の調査に関する書類の写し】 有 無 対象外

【7. 備考】

Large empty yellow box for additional notes.

(注意)

この様式には、第三十六号の二の四様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。
なお、第一面の5欄の「ロ」及び「ニ」は第三十六号の二の四様式第三面の2欄から4欄において指摘があった項目について、第一面の7欄の「ハ」は同様式第四面に記入されたものについて、すべて記入してください。

調査結果表

当該調査に 関与した調 査者	代表となる調査者	氏名	調査者番号
	その他の調査者		

番号	調査項目	調査結果			担当 調査者 番号	
		指摘 なし	要是正	既 存 不適格		
1	敷地及び地盤					
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況				
(2)	敷地	敷地内の排水の状況				
(3)	敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況				
(4)		有効幅員の確保の状況				
(5)		敷地内の通路の支障物の状況				
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況				
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況				
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況				
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況				
2	建築物の外部					
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況				
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況				
(3)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況				
(4)		土台の劣化及び損傷の状況				
(5)	外 壁	躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況			
(6)			木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(7)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(8)			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(9)			鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(11)		外装仕上げ材等		タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況		
(12)				乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況		
(13)				金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況		
(14)				コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況		
(15)	窓サッシ等		サッシ等の劣化及び損傷の状況			
(16)			はめ殺し窓のガラスの固定の状況			
(17)		外壁に緊結された広告板、空調室外機等		機器本体の劣化及び損傷の状況		
(18)			支持部分等の劣化及び損傷の状況			
3	屋上及び屋根					
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況				
(2)	屋上周り（屋上面を除く。）	パラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況				
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況				
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況				
(6)	屋根（屋上面を除く。）	屋根の防火対策の状況				
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況				
(8)	機器及び工作物（冷却塔設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況				
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況				
4	建築物の内部					
(1)	防 火 区 画	令第112条第9項に規定する区画の状況				
(2)		令第112条第1項から第3項まで又は同条第5項から第8項までの各項に規定する区画の状況				
(3)		令第112条第12項又は第13項に規定する区画の状況				
(4)		防火区画の外周部	令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の処置の状況			
(5)			令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況			
(6)	壁 の 室 内 に 面 す る 部 分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(11)			準耐火性能等の確保の状況			
(12)			部材の劣化及び損傷の状況			
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況			
(14)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況			

(15)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況				
(16)		令第129条各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況				
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(20)			準耐火性能等の確保の状況				
(21)			部材の劣化及び損傷の状況				
(22)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況				
(23)	天井	令第129条各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況				
(24)			室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況				
(25)			特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況				
(26)	防火設備（防火戸、シャッターその他これらに類するものに限る。）		区画に対応した防火設備の設置の状況				
(27)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況				
(28)			昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口に規定する基準への適合の状況				
(29)			常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外の防火設備における煙又は熱を感知し自動的に閉鎖又は作動させる装置の設置の状況				
(30)			防火戸の開放方向				
(31)			本体と枠の劣化及び損傷の状況				
(32)			防火設備の閉鎖又は作動の状況				
(33)			閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況				
(34)			常時閉鎖の防火戸の固定の状況				
(35)			照明器具、懸垂物等		照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況		
(36)	防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況						
(37)	居室の採光及び換気		採光のための開口部の面積の確保の状況				
(38)			採光の妨げとなる物品の放置の状況				
(39)			換気のための開口部の面積の確保の状況				
(40)			換気設備の設置の状況				
(41)			換気設備の作動の状況				
(42)			換気妨げとなる物品の放置の状況				
(43)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況				
(44)			吹付け石綿等の劣化の状況				
(45)			除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況				
(46)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況				
5 避難施設等							
(1)		令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況				
(2)	廊下		幅員の確保の状況				
(3)			物品の放置の状況				
(4)			出入口の確保の状況				
(5)	屋上広場		物品の放置の状況				
(6)			屋上広場の確保の状況				
(7)			避難上有効なバルコニー				
(8)			避難上有効なバルコニーの確保の状況				
(9)	階段		手すり等の劣化及び損傷の状況				
(10)			物品の放置の状況				
(11)			避難器具の操作性の確保の状況				
(12)			直通階段の設置の状況				
(13)			幅員の確保の状況				
(14)			手すりの設置の状況				
(15)			物品の放置の状況				
(16)			階段各部の劣化及び損傷の状況				
(17)			屋内に設けられた避難階段				
(18)			階段室の構造の確保の状況				
(19)	屋外に設けられた避難階段						
(20)	開放性の確保の状況						
(21)	特別避難階段		バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況				
(22)			付室の排煙設備の設置の状況				
(23)			付室の排煙設備の作動の状況				
(24)			付室の外気に向かって開くことができる窓の状況				
(25)	排煙壁		物品の放置の状況				
(26)			防煙区画の設置の状況				
(27)			防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況				
(28)	排煙設備等		可動式防煙垂れ壁の作動の状況				
(29)			排煙設備の設置の状況				
(30)			排煙設備の作動の状況				
(31)	その他の設		自然排煙口の維持保全の状況				
(32)			非常用の進入口等				
(33)			非常用の進入口等の設置の状況				
(34)			非常用の進入口等の維持保全の状況				
(35)	非常用エレベーター		乗降ロープの構造及び面積の確保の状況				
(36)			乗降ロープの排煙設備の設置の状況				
(37)			乗降ロープの排煙設備の作動の状況				

(35)	備等		乗降ロビーの付室の外気に向かって開くことができる窓の状況					
(36)			物品の放置の状況					
(37)			非常用エレベーターの作動の状況					
(38)		非常用の照明装置		非常用の照明装置の設置の状況				
(39)				非常用の照明装置の作動の状況				
(40)				照明の妨げとなる物品の放置の状況				
6 その他								
(1)	等特殊な構造	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況					
(2)			膜張力及びケーブル張力の状況					
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）					
(4)			上部構造の可動の状況					
(5)		避雷設備	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況					
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況					
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					
(8)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突		煙突本体の劣化及び損傷の状況				
(9)				付帯金物の劣化及び損傷の状況				
7 上記以外の調査項目								
特記事項								
番号	調査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月				

(注意)

- ① この書類は、特殊建築物等ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の2の4様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない調査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当調査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「調査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる調査項目について（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「調査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 7「上記以外の調査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が調査項目を追加したときに、特定行政庁が追加した調査項目を追加し、⑤から⑧に準じて調査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、7は削除して構いません。
- ⑪ 「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑫ 配置図及び各階平面図を別添1の様式に従い添付し、指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⑬ 要是正とされた調査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付してください。

調査結果図

番号	調査項目
1	敷地及び地盤
(1)	地盤
(2)	敷地
(3)から(5)	敷地内の通路
(6)から(7)	塀等
(8)から(9)	擁壁
2	建築物の外部
(1)から(2)	基礎
(3)から(4)	土台(木造に限る。)
(5)から(18)	外壁
3	屋上及び屋根
(1)	屋上面の状況
(2)から(5)	屋上周りの状況(屋上面を除く。)
(6)から(7)	屋根(屋上面を除く。)
(8)から(9)	機器及び工作物(冷却塔設備、等)
4	建築物の内部
(1)から(5)	防火区画
(6)から(16)	壁の室内に面する部分
(17)から(22)	床
(23)から(25)	天井
(26)から(34)	防火設備
(35)から(36)	照明器具、懸垂物等
(37)から(42)	居室の採光及び換気
(43)から(46)	石綿等を添加した建築材料
5	避難施設等
(1)	令第120条第2項に規定する通路
(2)から(3)	廊下
(4)から(5)	出入口
(6)	屋上広場
(7)から(10)	避難上有効なバルコニー
(11)から(23)	階段
(24)から(29)	排煙設備等
(30)から(40)	その他の設備等
6	その他
(1)から(4)	特殊な構造等
(5)	避雷設備
(6)から(9)	煙突
7	上記以外の調査項目

注) 配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)や撮影した写真の位置等を明記すること。

関係写真

部位	番号	調査項目	調査結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項

部位	番号	調査項目	調査結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項

(注意)

- ① この書類は、調査の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「調査項目」は、それぞれ別記様式の番号、調査項目に対応したものを記入してください。
- ④ 「調査結果」欄は、調査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」の実現を目指してまいります。

2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局